

町田市町田第五小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は町田第五小学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2章 目的・方針・事業

第2条 本会は子どもの幸福を願って、保護者またはそれに代わる者（以下「保護者」と言う）と教師が一般社会との協力によって、本校の教育を振興するとともに会員の親和を図り教養の向上に努めることを目的とする。

第3条 本会の方針

1. 本会は教育を本旨とする民主団体であって、他のいかなる支配、統制、干渉も受けない。また、直接に学校の人事や経営に干渉しない。
2. 本会は政治的、宗教的、営利的性格をもたない。また、この主旨に反する活動をしていない。
3. 本会の目的を達成するために、他の団体や機関と協力する。
4. 本会は法令を遵守するとともに、会員の主体性、自主性を尊重し強制のない運営を行う。
5. 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童及びその保護者の属性によるあらゆる形態の差別をしてはならない。

第4条 本会の事業

1. 学校・家庭及び地域社会の文化の向上に関すること。
2. 児童の補導、保護並びに福祉に関すること。
3. 学校教育の充実に関すること。
4. 児童の保健衛生に関すること。
5. 教育振興のための教養の向上と研修の促進に関すること。
6. 公費充実の促進に努めること。
7. その他本会の目的を達成するに必要な事業

第3章 会員

第5条 会員

1. 本会の会員になることができるものは、本会の趣旨に賛同する本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者及び本校の教職員とする。
2. 本会への入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出する。
3. 本会からの退会を希望するものは、所定の退会申込書を提出する。

第4章 会計

第6条 本会の経費は会費、事業収入、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第7条 会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

第5章 運営スタッフ

第8条 本会に次の運営スタッフをおく。

代表 1～3 名程度

庶務 4～6 名程度

会計 2～3 名(保護者 1～2・教師 1)

2.代表については、複数名で活動を分担する共同代表制をとることができる。

3.運営スタッフの人数は諸事情に応じて増減することができる。

第9条 運営スタッフが任期途中、本人の意思により職を辞する場合は、次の手続きを行う。

1.代表に対し辞意を申し出る(代表は庶務に申し出る)。理由については、これを問わない。

2.代表(庶務)は代表委員会に対し、運営スタッフ減員の報告をする。

第10条 運営スタッフは、会員相互の協力による活動が潤滑に行われるようつとめる。

定期的に運営会議を開き、本会の運営方針、議案、企画・調整および予算案等の会務について話し合う。また、運営スタッフの任務は次のとおりとする。

1.代表(共同代表)は本会を代表し、会務を総括する。

2.庶務は以下を行う。

(1)会務の記録及び本会の庶務

(2)活動サポーターの募集及び調整

(3)代表(共同代表)を補佐し、代表(共同代表)に事故ある時は職務の代行

3.会計は本会の経費の収支、決算等に関する報告及び一切の会計事務を行う。

また、翌年度の会計監査となる。ただし、再任等の場合はこの限りではない。

第11条 校長は総ての企画及び審議に参加することができる。

第12条 運営スタッフの選任等は以下のとおりとする。

1.運営スタッフの選任は立候補によって行い、総会によって承認を得る。

2.運営スタッフが十分に集まらなかった場合は、集まった人数で活動可能な規模に活動を縮小する。

3.運営スタッフが全く集まらなかった場合は、本会を休会する。

第13条 運営スタッフの任期は1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。
任期が3年を超えて立候補する場合には、前年度の代表委員会において承認をもって、次年度の立候補を可能とする。

第6章 会計監査

第14条 本会に会計監査を2名おく。会計監査は前年度会計が担当する。ただし、会計の再任等によりこれができない場合は、その限りではない。
会計監査は、その年度の収支について監査を行い、その結果を総会に報告をする。

第7章 学年代表

第15条 各学年から学年代表を3～8名程度募集する。
学年代表は代表委員会の出席並びに学年活動についての企画・検討等を行う。

第8章 事業活動運営

第16条 PTAにおける各活動については、事前にサポーターを募集し、エントリーした者を以て活動の企画・実施を行う。

- 2 エントリー数が十分に集まらなかった場合は、集まった人数に応じて活動可能な規模に縮小する。
- 3 エントリー数が全く集まらなかった活動については実施しない。

第9章 会議

第17条 代表委員会

1. 運営スタッフ、学年代表、校長、副校長によって構成される。
2. 代表委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
3. 代表委員会は総会に代わるべき決議機関であって任務は次のとおりとする。
 - (1) 各活動計画の審議決定
 - (2) 総会に提出する議案の審議・作成
 - (3) 臨時総会の開催の決定
 - (4) 細則の制定・改廃
 - (5) その他の重要事項の企画・審議

第18条 運営会議

1. 運営会議は、運営スタッフ、校長、副校長によって構成される。
2. 運営会議は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。また、本会員（保護者、教職員）は運営委員会に出席し、報告や意見を述べるができる。
3. 運営会議の任務は次のとおりとする。
 - (1) 代表委員会に提出する議案の審議

- (2) 総会に提出する議案の審議・作成
- (3) 総会で議決された事項の執行
- (4) 本会の日常業務の処理および執行
- (5) 活動計画の実施にあたり、会員より提案された事項の審議・決定
- (6) 3万円を超える予算の執行について
- (7) 年度予算の原案作成及び年度末決算報告作成
- (8) その他の重要事項の企画・審議

第10章 総会

第19条 総会は全会員をもって構成し、以下により開催する。

1. 定期総会は年度始め1回開くものとする。総会は会員の6分の1以上の出席をもって成立する。
2. 代表委員会が認めた場合、または会員の5分の1以上の要請があった場合には会長は臨時総会を招集する。
3. 代表（共同代表）が必要と認めた場合、会員に対し書面により議案内容の周知を図ったうえで書面表決を行い、総会に代えることができる。その際、議長の選出は不要とする。

第20条 総会において次の事項を処理する。

1. 年度計画及び年度予算の審議・承認
2. 年度末決算報告及び活動報告・承認
3. 運営スタッフ及び会計監査の承認
4. その他、会則の変更及び重要事項に関する審議と承認
5. 議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。

第11章 個人情報の取扱

第21条 会員の個人情報は、別に定める個人情報保護方針に沿って適切に取り扱わなければならない。

第12章 細則

第22条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、代表委員会の議決を経て定める。但し、代表委員会構成員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 2 代表委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。内規に関してはこれに準ずる。

附則 令和3年4月1日一部改正（会員資格・入退会規定・個人情報取扱の追加）
令和3年5月1日一部改正（目的・方針・会員・役員・会計監査・書面総会）

令和3年11月30日一部改正(役員)

令和5年1月18日一部改正(運営スタッフ、会計監査、学年代表、事業活動運営、
会議、総会)

町田第五小学校 PTA 細則

第1章 エントリー制

第1条 PTA における各活動については、活動の期間に応じてチームエントリーとピンポイントエントリーに分類し、事前にサポーターの募集を行う。サポーターの募集については運営スタッフが担当する。

第2条 チームエントリー

1.年間または一定期間を通じて活動する内容については、活動チームとして、年度初めに活動サポーターを募集する。

2.エントリーした者の中からリーダーを1名以上設定のうえ、活動の取りまとめならびに運営スタッフとの連絡・調整を行う

3.各活動の諸経費の精算については、運営スタッフ 会計と活動サポーター間で調整を行う

第3条 ピンポイントエントリー

1.当日および短期間の活動については、都度募集にて活動サポーターを募集する。

附則 令和5年1月18日制定

PTA慶弔内規

1. 慶弔については、下記の祝弔慰金・見舞金を贈る。

(a) 会員死亡 10,000円

(b) 児童死亡 10,000円

その他の場合は代表委員会で協議する。

附則 平成6年3月改正

令和7年2月改正